

自転車指導啓発重点地区・路線図

警視庁赤羽警察署

警視庁は、自転車運転者の信号無視等の各種違反に対し、**指導警告**を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては**検挙措置**を講ずるなど、厳正に対処しています。

赤羽警察署管内
自転車関与事故件数
☆ 61件 (令和6年中)
前年比 - 56件

☆自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！☆

- 1 赤信号は必ず停止！**
信号無視は重大な交通事故につながります。
- 2 ながらスマホは違反！**
携帯電話を操作しながらの運転は危険であり、交通違反です。
- 3 交通標識をよく確認しよう！**
自転車でも通行できない場所があります。道路標識に従って歩行しましょう。

この路線でよく見られる自転車利用の**違反形態**

- ☆ 信号無視
- ☆ 携帯電話使用等
- ☆ 通行禁止

赤羽駅東口地区

JR赤羽駅への通勤通学者や赤羽すすらん通り商店街等の商業施設への買い物客、駅周辺の飲食店の利用者が自転車を利用することが多い地区となっており、また、赤羽スズラン通り入口（東本通り）上にスクランブル交差点があり、自転車利用者の信号無視等が多く見受けられます。赤羽警察署では、このような自転車利用者に対する指導警告・取締り活動や啓発キャンペーンを推進します。

重点地区